

確定申告のお知らせ

税の申告がはじまります

申告は、1年間の所得を報告しその年の所得税を確定させる大切な手続きです。申告の必要のある人は、忘れずに期限内に申告してください。

申告と納税の期限

- 所得税・贈与税 **3月15日(水)**
- 個人事業者の消費税・地方消費税 **3月31日(金)**

申告が必要な人

- ①農業・営業・不動産などの事業を営んでいる人
- ②給与収入があり、次の事項に該当する人
 - ・給与収入が2千万円を超える人
 - ・2カ所以上の事業所から給与支払いを受けて、年末調整をしていない給与がある人
 - ・中途退職などの理由で年末調整していない人
- ③公的年金の収入があり、次の事項に該当する人
 - ・公的年金のほかに収入がある人
 - ・公的年金を2カ所以上から受けている人
- ④雑所得(個人年金など)、一時所得(満期返戻金など)、配当所得などがある人
- ⑤土地や建物、山林、株などの譲渡による所得などがある人
- ⑥住宅借入金等特別控除を申告する人
- ⑦医療費控除を申告する人



確定申告書は、自宅で作成し郵送などで提出できます

【国税庁ホームページの活用のお勧め】申告期間中、24時間申告できます。所得税・消費税・贈与税の確定申告書、青色決算書、収支内訳書が作成できる国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

作成した申告書は、添付書類と一緒に盛岡税務署へ郵送してください。

★所得税還付申告書は、1月から提出できます。★

《宛先》〒020-8790 盛岡市本町通三丁目8番37号 盛岡税務署長

【国税電子申告 e-Tax活用でさらに便利】還付までに時間短縮が図られます。申告会場に行かなくても、自宅で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。e-Taxを活用すると添付資料の省略が可能になるほか、還付までの期間が短縮されます。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

確定申告は2月16日(木)からアイーナで行うことができます

2/19日・2/26日も開催

アイーナに申告相談・確定申告書作成を開設します。

- 開設場所 アイーナ(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)
(注)税務署には申告書作成会場を設置していません。なお、無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)の平日と2月19日(日)、2月26日(日)
- 開設時間 午前9時～午後3時
- ※青色申告、住宅借入金等特別控除(初めて控除申告する人、連帯債務のある人)、譲渡所得、山林所得、外国税額控除など特殊な内容の確定申告は、アイーナでの申告となります。役場では受け付けることができませんので、ご注意ください。

【マイナンバーの記載】

- 申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要となりますので、ご本人の番号確認および身元確認ができる書類をご用意ください。

《問合せ先》盛岡税務署 ☎622-6141 (代表)

申告受付用紙(役場申告相談会場に来場の際、下記の欄に記入の上、受付へ提出してください。)

申告者氏名(2人以上の場合もその氏名を記入)	申告内容(該当する項目すべてに印をつけてください。)
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 農業所得がある(<input type="checkbox"/> 免税肉用牛の販売がある)
住所 紫波町	<input type="checkbox"/> 営業所得がある
税務署から確定申告書が送られてきましたか? はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 不動産所得(地代・家賃)がある
パソコンで申告書を作成してみませんか? はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 給与収入がある(<input type="checkbox"/> 年末調整未済 <input type="checkbox"/> 2カ所以上から受給)
※係員記入欄	<input type="checkbox"/> 公的年金収入がある
受付 相談開始 終了	<input type="checkbox"/> 個人年金の収入がある
<input type="checkbox"/> 収支事前作成済	<input type="checkbox"/> シルバー人材センターなどからの報酬がある
	<input type="checkbox"/> 利子・配当収入がある
	<input type="checkbox"/> 満期返戻金などによる収入がある
	<input type="checkbox"/> 退職金の所得がある
	<input type="checkbox"/> 次の控除を申告する(申告する控除に印をつけてください)
	<input type="checkbox"/> 医療費控除 <input type="checkbox"/> 社会保険料控除 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除
	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除 <input type="checkbox"/> 寄附金控除 <input type="checkbox"/> 寡婦寡夫控除 <input type="checkbox"/> 障害者控除
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除 <input type="checkbox"/> 扶養控除
	<input type="checkbox"/> 住宅借入金控除(2年目以降のみ) 継続…以前から住宅借入金控除を受けていて、今年の分の控除を受ける申告をする場合
	<input type="checkbox"/> 上記以外の申告()

※申告内容により順番が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申告相談に必要なもの(役場受付用)

必ず持ってくるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申告者の認め印 ・口座振替納税や還付振込による還付を希望する人は、本人の預金通帳などと通帳印 ・申告書(税務署から確定申告書用紙が送付されている場合) 	
所得区分ごとに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・給与・年金所得がある人→源泉徴収票を全部(原本) ・事業所得の人→収入、経費が分かる帳簿および収支内訳書 ・雑所得、一時所得がある人→支払調書、個人年金や満期金の通知書(確定申告用)など ・肉用牛の場合→肉用牛販売証明書 	
本人確認書類 ※申告書にマイナンバーを記載する場合に必要な書類です	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(交付を受けた人のみ) ・マイナンバーカードがない場合→番号通知カードなどの番号の分かる書類と運転免許証などの身分証明書 	
控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	・生命保険、個人年金保険、地震保険などそれぞれの控除証明書(原本)
	社会保険料控除	・社会保険料(国民健康保険、健康保険任意継続保険、介護保険、後期高齢者医療保険など)の納付証明書または領収書 ・国民年金保険料の控除証明書
	住宅借入金等特別控除 ※2年目以降のみ受け付け	・住宅借入金年末残高証明書 ・源泉徴収票(給与所得がある人) ・平成28年分住宅借入金特別控除申告書
	寄附金控除	・寄附した団体から交付される寄附金の領収書(原本)
	医療費控除 ※必ず集計してきてください	・病院などの領収書(原本) ・高額療養費や医療費助成、保険金などの受取額の分かる書類
障害者控除 ※提示が必要です	・障害者手帳 ・介護認定を受けた人は、障害者控除対象者認定書の持参が必要となる場合があります。	

町県民税の申告相談・申告書作成会場を開設します

2月16日(木)から3月15日(水)までの間、
役場内に町県民税と所得税の申告相談・申告書作成会場を開設します。
～期間中、収支内訳書作成コーナーを併設します～

◆受付日程など

- ・期 間 2月16日(木)～3月15日(水)の平日のみ
 - ・受 付 時 間 午前9時～11時・午後1時～3時
 - ・会 場 役場 3階 会議室301
 - ・受付地区割 下の申告相談受付日程をご覧ください。
- ※混雑の集中を避けるため、指定日の来場にご協力ください。

◆持参するもの

本紙裏面に記載しているもの。また、本紙裏面の「申告受付用紙」をあらかじめ記入の上、ご持参ください。
注意：今回から、マイナンバーの記載が必要となり本人確認書類の添付が必要になりました。可能な範囲で、以下の書類をご持参ください。

マイナンバーカードを持っている人

- ・マイナンバーカード

マイナンバーカードを持っていない人

- ・番号確認書類と身元確認書類の両方

番号確認書類：番号通知カード、マイナンバーの記

載がある住民票の写しのいずれか1つ
身元確認書類：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など顔写真のあるもののうちいずれか1つ
※健康保険の被保険者証、診察券など顔写真のないものは、2種類必要

※以下に該当する申告の場合は、アイーナ会場での申告をお願いします。

- 住宅借入金等特別控除
(初めて控除する人、連帯債務のある人)
- 株式または先物取引
- 不動産の売却、収用
- 外国税額控除
- 相続の保険
- 雑損控除



重要 申告書の受付方法について

◆事業収入のある人は、
事前の収支計算が必要です。

農業などの収支内訳書は事前に作成の上、申告相談会場に来場してください。

収支内訳の計算がされていない場合、会場別室で内訳書を作成した後の申告相談とさせていただきます。
会場内の混雑、待ち時間短縮のため、ご了承ください。

農業収支内訳書作成相談会を開催します

農業など事業所得を申告するときは、事業主が作成した収支内訳書が必要です。

農業白色申告をする人を対象に、収支内訳書作成相談会を開催します。希望する人は、下記日程を確認の上、ご参加ください。青色申告の人は対象外です。

農業収支内訳書作成相談会

申込不要

期 間：2月7日(火)・8日(水)・9日(木)
時 間：

午前の部 午前9時30分～11時
午後の部 午後1時30分～3時

※午前・午後とも、開始から30分程度全体説明を行った後、個別相談に応じます。

会 場：紫波町役場 3階 会議室301

持ち物：

- ・収支計算に必要な帳簿や伝票
- ・領収書など収支の分かる関係書類
- ・前年の収支内訳書の控え
- ・筆記用具、計算機

※帳簿や伝票・領収書は収入経費の科目ごとに分けるなど、事前準備をしてください。

医療費の集計について

医療費控除申告する医療費の領収書、レシートは必ず事前に1月から12月まで支払った金額の集計をお願いします。

医療費助成や保険金などの受け取り分は差し引いてください。

災害で資産に損害を受けたとき

災害によって住宅や家財などに損害を受けた人は、所得税法に定める雑損控除などが受けられる場合がありますので、アイーナで申告するか盛岡税務署にご相談ください。

雑損控除の申告には、次のものがが必要です。

- ・被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用などの領収書など
- ・被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- ・被害を受けた資産について受け取る保険金などの金額の分かるもの

年金受給者の「町県民税の申告」について

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、「所得税の確定申告書」の提出は不要(所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できません)ですが、その場合でも、次に当てはまるときは、「町県民税の申告」が必要です。

- ①公的年金などに係る雑所得のみの人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除など)の適用を受けるとき
- ②公的年金などに係る雑所得以外の所得があるとき(20万円以下の場合も対象)

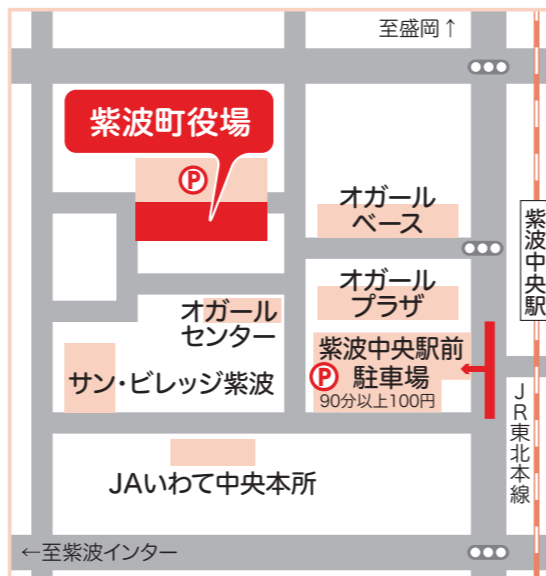
収入が遺族年金、障害年金のみの人へ

平成28年中の収入が遺族年金、障害者年金のみの方は、平成29年3月15日(水)までに税務課へ電話で内容をお知らせください。お知らせがない場合は未申告扱いとなり、行政サービスに支障が生じる場合があります。



申告相談受付日程

日程	受付時間			
	午前9時～11時		午後1時～3時	
2月16日 木	赤沢	1区～4区	赤沢	5区～8区
17日 金	佐比内	1区～4区	佐比内	5区～9区
20日 月	彦部	1区～3区	彦部	4区～7区
21日 火	彦部	8区～10区	長岡	1区～5区
22日 水	長岡	6区～8区	長岡	9区～11区
23日 木	水分	1区～4区	水分	5区～8区
24日 金	水分	9区～13区	志和	2区～4区
27日 月	志和	5区～8区	志和	9区～12区
28日 火	志和	13区～16区	志和	17区～21区
3月 1日 水	古館	1区～3区	古館	4区～6区
2日 木	古館	7区～8区	古館	9区～10区
3日 金	古館	11区～13区	古館	14区～16区
6日 月	古館	17区～19区	日詰	1区～4区
7日 火	日詰	5区～8区	日詰	9区～11区
8日 水	日詰	12区～14区	日詰	15区～17区
9日 木	日詰	18区～21区	赤石	1区～2区
10日 金	赤石	3区～5区	赤石	6区～7区
13日 月	赤石	8区～9区	赤石	10区～11区
14日 火	赤石	12区～13区	赤石	14区～15区
15日 水	赤石	16区～17区	赤石	18区～20区



◆駐車場について

役場庁舎駐車場は、利用可能台数が限られているため混雑が予想されます。紫波中央駅前駐車場などをご利用ください。



申告相談の問合せ先

盛岡税務署 ☎622-6141 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
紫波町役場 税務課 課税室
☎672-2111 内線2274・2275・2276 有線01-8900